

令和4年12月19日  
舞鶴市総務部  
契約検査室契約課

建設業法施行令の一部を改正する政令に伴う読み替えについて

建設業法施行令の一部改正に伴い、監理技術者の配置が必要となる下請代金額や監理技術者等の専任を要する請負金額等の金額要件等が変更になります。

本改正は令和5年1月1日より施行され、請負契約の時点にかかわらず、改正後の金額要件が適用されますので、施行以前に市ホームページに掲載している各種要領等及び京都府入札情報公開システムに掲載している入札公告のうち下表の金額要件の該当箇所については、改正後の内容のとおり読み替えていただきますようお願いいたします。

※ ( ) 内は建築一式工事の場合

	現行	改正後
特定建設業の許可・監理技術者の配置を要する下請代金額の下限	4,000万円 (6,000万円)	4,500万円 (7,000万円)
主任技術者及び監理技術者の専任を要する請負代金額の下限	3,500万円 (7,000万円)	4,000万円 (8,000万円)

《国土交通省ホームページより》

**「建設業法施行令の一部を改正する政令」を閣議決定**

[https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo13\\_hh\\_00001\\_00139.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo13_hh_00001_00139.html)